

石綿作業主任者の職務

労働安全衛生規則 第18条による掲示

- 1 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 2 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
- 3 保護具の使用状況を監視すること。

石綿作業主任者氏名